

III. 研究成果の刊行物・別刷 【書籍・雑誌発表】

6. 木村通男

静岡県版電子カルテ（厚生労働省電子的医療情報連携推進事業 SS-MIX）が医療にもたらす可能性 2. 静岡県版電子カルテ運用の実際、
看護管理 3月号 17(3), 260-267, 2007.



静岡県版電子カルテ(厚生労働省電子的 医療情報連携推進事業 SS-MIX)が医療に もたらす可能性

2. 静岡県版電子カルテ運用の実際

木村通男 浜松医科大学医学部附属病院医療情報部長

前回は、電子カルテの現状を概観し、いま、そしてこれから考えておかなければならぬことについて述べた。これをふまえ、今回は連携型電子カルテシステムの実例として、このたび開発した静岡県版電子カルテシステムを紹介する。



静岡県版電子カルテの概要

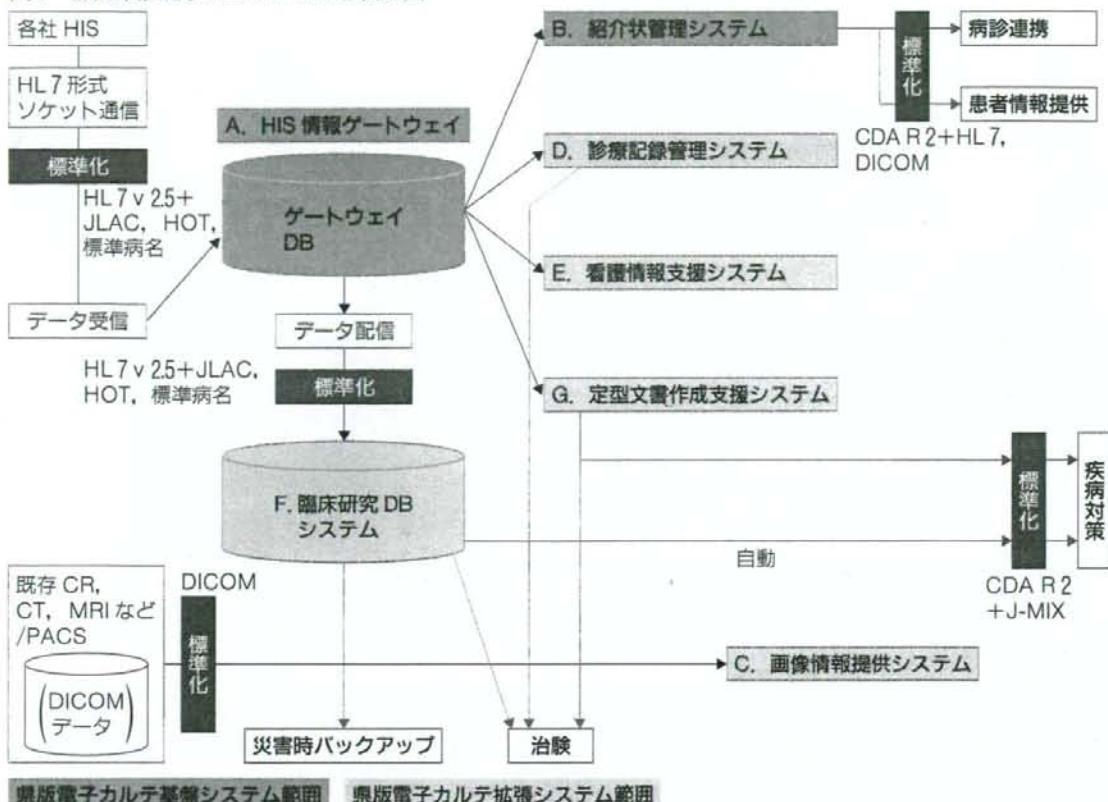
電子カルテの目的は、(1)医療の安全、(2)業務改善、(3)施設間連携の推進、(4)臨床研究・教育への寄与、(5)データの可用性向上などであるが、前回述べた日本医療情報学会による電子カルテの定義は、必ずしもペーパーレスであることを求めていない。得られる機能と開発金額を考慮した場合、後の(3)～(5)の三者は比較的安価に実現することができる。

静岡県版電子カルテ^{1,2)}は、2004(平成16)、2005(平成17)年度静岡県予算で、これら三者を実現し、多くの施設で共用できる部品を静岡県病院

協会のプロジェクトとして開発された。

ここで最初に決定したことは、いわゆるペーパーレス電子カルテとともに、医事会計、オーダーエントリまでも含んだ大きなシステムを開発、配布することはしない、ということである。医事会計、オーダーはすでに各病院で稼動しているケースが多く、そもそもそんな大きなシステムは数億円では開発できない。したがって、医事会計、オーダーは各病院自前で購入することとし、その先で使えるシステム(ただしペーパーレスは前提ではない)を開発し、共同利用する、ということである(図1)。なお、図中ならびに本文中に用いる用語について、囲みにて説明する。公開入札による受注者は5社JV(企業共同体——富士通、NEC、SBS情報システム、ソフトウェア・サービス、NTTデータ)であった。まずオーダー系から患者基本情報、処方内容、検体検査結果、病名登録などを、「A. 情報ゲートウェイ」が受け取る。ここでのデータ形式はHL7標準である。上流のオーダー系はHL7でデータが出せればどの社であってもかまわない。

図1 静岡県版電子カルテシステム概念図



HIS(Hospital Information System)：病院情報システム。診療報酬処理から発展し、業務管理システムとして多くの医療機関で活用されるようになった。現在では、せっかくの情報を業務管理だけでなく患者の診療に役立てるシステムへと拡張するために、調剤依頼や検査依頼のオンライン化や電子カルテ化なども検討されている。

HL7(Health Level Seven)：医療情報交換のための国際標準規約で、患者管理、オーダー、照会、財務、検査報告、マスクファイル、情報管理、予約、患者紹介、患者ケア、ラボラトリオートメーション、アプリケーション管理、人事管理などの情報交換を取り扱う。

DICOM(Digital Images and Communication On Medicine)：医用画像データのための国際規格。

MERIT-9(MEdical Record, Image, Text, ——Information Exchange)：診療情報提供料算定に必要な診療情報提供書に完全に準拠した、診療情報提供を電子的に行なうための規約。

CDA(Clinical Document Architecture)：HL7のうち、いわゆる電子カルテを含む、診療に関する文書(Clinical Doc-

ument)を電子的に交換する際の、主として XML による表現を定めた標準。

J-MIX(The Japanese Set of Identifiers for Medical Record Information Exchange)：電子保存された診療録情報の交換のためのデータ項目セット。

PACS(Pictures Archive and Communication System)：検査画像を保存・管理し、有効に伝達・活用するためのシステムのこと。この時、医療画像の国際共通規格である DICOM を利用する。

HOT：標準薬剤コードで数字13桁で構成され、大きく3つに分類されている。

HOT7処方用 7桁 6桁+CD

HOT9調剤用 4桁 会社識別2桁、包装用2桁

HOT11物流用 2桁 包装携帯識別、JANコード対応用

JLAC：日本臨床検査医学会臨床検査項目分類コード第10回改訂版(JLAC10)臨床検査項目分類コード(以下「項目コード」という)は5つの要素区分よりなり、それぞれ(1)分析物コード、(2)識別コード、(3)材料コード、(4)測定法コード、(5)結果識別コードと称する。



これらのデータをもとに、「B. 紹介状管理システム」がCDの電子紹介状(図2)や、患者への情報提供CDを作成する。

「D. 診療記録管理システム」はいわゆるペーパーレス電子カルテである(図3)。

「G. 定型文書作成システム」は、県への特定疾患の届出書類などを作成する。ゲートウェイで受け取った情報はすでに画面上に入っている。これで作成された書類は、将来、県や保健所で電子的に受け取ることになり、疾病対策に寄与する。

「F. 臨床研究DB(データベース)」は、過去の検査結果、処方、病名などを検索するもので、かなり高速である。このデータやDの診療記録管理システムでつくった所見、Gの定型文書作成システムでつくった書類などをまとめて、治験などに役立つと考えられる。また患者基本、検査結果、処方がメインのオーダ系以外でも参照できれば、災害時のバックアップとしても利用できる。

「C. 画像情報提供システム」はいわゆるPACSであり、画像を病院内の端末のwebブラウザでみることのできる簡単なものである。

「E. 看護情報支援システム」は、図4のようないわば電子温度板であり、患者基本情報や検査結果、処方などが記載されている。バイタルの取り込みはさまざまなデバイスがあるため、自動での取り込みには改造が必要である。また、図1全体をみてわかるように、情報はオーダ系から看護システムへの一方通行であり、看護システムからオーダを変更することはできない。あくまでも「簡易温度板」と考えれば間違いない。

静岡県の病院がこれらを導入する場合は、まずオーダ系の担当社に相談することとなる。前述のように、JV5社以外でも、HL7でデータを出せれば接続可である。そして、上記のどのサブシステムを導入するかを検討することとなる。ソフトウェアパッケージ料は無料であるが、ハードウェア、導入費用、メンテ費用、改造費用(もし望む

なら)は当然別途必要である。

県下の各病院は、これらの中から必要と思うものを選択して無料で利用することができる。したがって診療記録管理を用いてのペーパーレス運用は必須ではない。また、看護支援システムがすでにあるなどの場合は導入する必要はない。ただし紹介状管理については施設間連携の和を広げるため、必須とした。

また紹介状管理機能を用いて、患者の希望に応じて検査結果、処方内容をCDで渡すこともできる。このCDについて、診断書料などと同じように、例えば3000円など、病院の定める料金を徴収してよい。ただし、厚生労働省の標準的電子カルテ推進委員会最終報告書にある標準的データ形式によること³⁾、という通知が医政局から2006(平成18)年6月に出た⁴⁾。これがインセンティブとなって、標準規格準拠の医療ITシステムが普及することが期待されている。図5はそれを広報するポスターの例である。

2006(平成18)年1月より、バイロット病院2か所(沼津市立病院、袋井市民病院)での本稼動が始まっており、2007(平成19)年には11病院が、2009(平成21)年までに47病院が導入希望あるいは検討中である。浜松医大病院でも、電子紹介状、電子診療データ提供、定形文書作成支援などを導入予定である。

一方、診療所用情報システムに紹介状管理機能を付加する開発も、静岡県医師会のプロジェクトとして行なった。受注者は、三洋電機、富士通、SRL、BML、サン・ジャパン、パルスティック工業の6社である。これら6社の診療情報システムは紹介状や患者へのCD提供の機能をもつ。

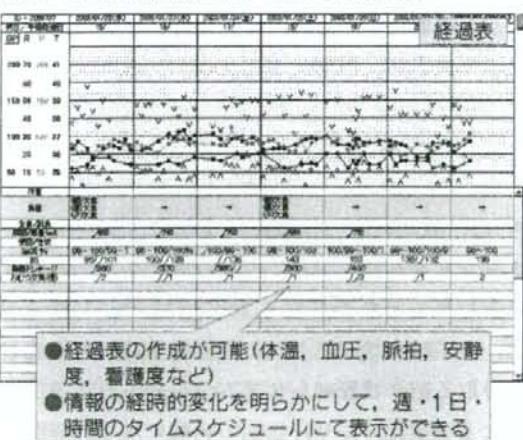
また既存のHISが、これらの機能をすでにもつ場合も、紹介状連携や、臨床研究データベース(DB)へ、定められた規格を用いることができれば、可能である。これらを可能とした基盤は、「標準化」である。

図2 紹介状ビューワー——紹介状出力イメージ例

紹介状表示画面では、以下の紹介内容の表示が行なえる。

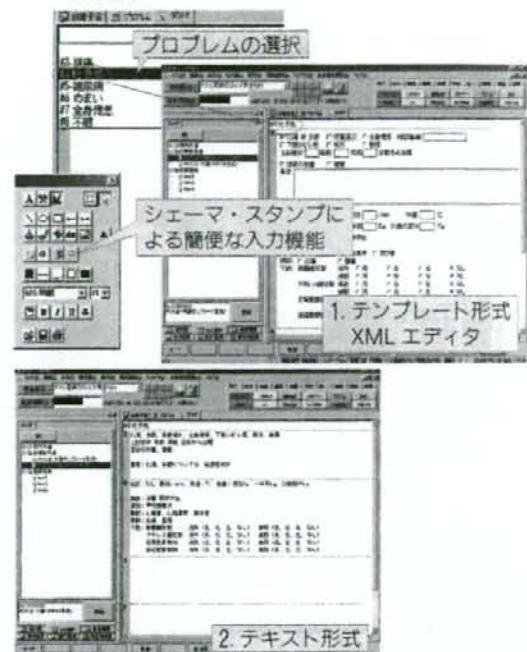
- ①紹介状を作成した年月日
- ②紹介先の情報
- ③紹介元の情報
- ④患者の基本情報
- ⑤患者の診療情報など紹介状の内容

図4 看護情報支援システムの基本画面例



既存各社オーダ系からの情報は、ISOとなっている HL7 v2.5 であれば、上記 JV 構成社以外のどの社のオーダ系からの情報も受けられる。また、PACS が DICOM 規格によることはいうま

図3 診療記録管理システムにおける診療記録の記載画面例



でもなく、紹介状も HL7 CDA R2 に準拠した形式である。むろんこれらの基盤として薬剤コード、検査コード、病名コードの標準化が進んだことも、今回このプロジェクトを開始するタイミングとして重要であった。



医療の透明性を確保するために

静岡県版電子カルテプロジェクトに際して、筆者が考えた目的は表のとおりである。

筆者は特に2番目の「医療の透明性の確保」を重視している。第25回医療情報学連合大会のシン



図5 患者への情報提供のポスター(静岡県での取り組み)



ポジウム¹⁾でも述べたように、医療費の無理な削減による医療の荒廃を防ぐためには、医療費のGDP比率を先進国なみに向上させなければならず、そのためには患者、国民からみた医療の透明性は不可欠であると考えるからである。また県の税金を用いての事業であるため、県民の目に見える満足を提供する必要も感じているためもある。

しかし患者にカルテを全面開示する、と言っているのではない。所有権が患者に帰属するといわれる客観的データについてのみの開示であり、それは、検査結果、処方内容、画像などである。診断、治療計画、各種レポートなどは、所有権が患者と医療職両方にあるといわれており、確かに治療に影響を及ぼすケースも少なくない。ただし静岡県におけるアンケート結果では、開示する項目について、あまり医師の判断によらないほうが多いとの意見が多数を占めたことは注目に値し、そういう姿勢が、透明性の向上に、より寄与する

表 静岡県版電子カルテの目的

- ・病診連携の充実(紹介状の電子化、標準化)
- ・医療の透明性の確保(CDによる患者への情報提供)
- ・疾病対策の推進(情報収集の簡便化、標準化、自動化)
- ・患者データを大事にする(標準化によりベンダーが変わってもデータがスムーズに移行)
- ・痛みなく導入する電子カルテの範囲を示す^{3,4)}(選択的導入)
- ・県下の医療情報担当者のレベルの向上(頻回の委員会と見学ツアー)
- ・ベンダーに標準的形式でのデータ出力を実装してもらう(そうでないと県下で商談を失う?)

と考える。

これからに向けて—— 国の事業 (SS-MIX) となった静岡県版電子カルテ

2006年度の厚生労働省医政局の事業で、この静岡県版電子カルテの全国配布のためのツールや機能強化がなされている。内容は以下に紹介する3つである。今後このシステムの全国の病院・医院への展開が予想される。ただし筆者は、このソフトウェアそのものが広く使われることを望んでいるわけではない。図1で「標準化」と示された部分が大事であり、これらが標準的になされるならば、他の方法での機能実現も歓迎である。

1. 病院向けソリューション：

SS-MIX H シリーズ

病院向けソリューション(SS-MIX H シリーズ)は、静岡県版の仕組みのなかで、各社のオーダー系から送られる HL7 v2.5 の患者基本、処方、検査結果などを受け取る HIS 情報ゲートウェイと、電子紹介状、患者への情報提供 CD を作成し、受け取る紹介状管理システムからなっている。国による事業化により、全国の病院に対し、静岡県下病院と同じように、ソフトウェアパッケージは無償である(ハード費、メンテ費、インストール費は当然別途必要である)。

なお、静岡県版と同じように、配布されるソフトウェアを使わなければならないわけではなく、

出し入れする CD のデータ形式(HL7 CDA R2 の文書, HL7 v2.5 の検査結果, 処方, DICOM の画像)が県版と同じく標準化されたものであれば、病院情報システムの機能の一つとして他のソフトで実現されていても問題ない。なお、この標準形式の検定にあたっては、日本 HL7 協会が行なう予定である。

2. 診療所向けソリューション:

SS-MIX C シリーズ

診療所向けソリューション(SS-MIX C シリーズ)は、レセコンもなし、レセコンのみあり、診療所向け電子カルテ稼動中、といったさまざまな状況で、電子紹介状、患者への情報提供 CD を作成し、受け取る紹介状管理システムを提供するものである。もちろんレセコンがあれば患者基本、処方などは自動で入り、検査結果まで扱うシステムをお持ちであればそれらも取り込むことができる。ここで提供する機能はベースラインであり、標準化された形式での CD のやり取りができるならば、こういった機能を含めてより操作性の良いものを各社が提供することは歓迎であり、静岡県版電子カルテプロジェクトの診療所版参加ベンダー製品はそのよい例である。

前述の H シリーズと同様、配布されるソフトウェアでなければならないわけではなく、出し入れする CD のデータ形式が同じであれば、レセコンや診療所用電子カルテの機能として他のソフトで実現されていても問題なく、特定療養費としての料金徴収を行なってよい。またこのデータ形式も日本 HL7 協会が検定を行なう予定である。

3. SS-MIX アーカイブストレージ

SS-MIX アーカイブストレージは、患者への電子診療データ CD を、診療所や病院に患者が持ち込んだ際、いきなり外来で再生するのではなく、患者の許可を得て(例えば病診連携部で)データを拝見し、外来や病棟ではその施設の医療情報システム上でブラウザで見る、という仕組みを提供す

る。提供条件は上記と同じである。



標準的病院情報システムは 看護に何を与えるか

こうした標準的病院情報システムを導入することで、では看護にどのような影響がもたらされるのだろうか。

まず、病院情報システムを形成する数多くの部門システムが標準的に接続されることでもたらされる看護への影響は、転記作業が減る、ということであろう。検査部門、あるいは外注、外部施設からの検査結果や、処方歴、などはそのまま看護記録や各種書類に載せることができ、プロブレム記載などを医師の記録と共有することができる。

次に、システム移行(特にベンダーが変わる場合)の混乱、再入力が減り、次期システムを選ぶ選択肢が増えるということも、前述のように、めざしたことの一つである。

そして外部の施設からの患者データを見ることが増えるという点も予測できる。地域連携パスはその先駆けであるが、今後はそれが増えていくと考えられる。しかし外部からの情報を読者諸氏諸姉が見る機会が増えるということは、諸氏諸姉の記述を外部の施設が、あるいは患者が見る機会が増える、ということでもある。医師による電子カルテの貧しい記述を改善するには、さまざまなもの、部門、職種によって見られるようにすればよい、そうすると恥ずかしくなり記載が改善する、という話がある。緊張を強いられる話ではあるが、こういうことが、患者にとっての医療の透明性向上につながっていくのであろう。

ともあれ看護システムの導入にあたっては、さらに 6、7 年後に次の次のシステムを導入する際に、今回導入するシステムに入れたデータがどのように移行されるか、ということを考えることが重要である。これを疎かにすると、導入したが最



後、一生そのベンダーと心中、ということになりかねない。仕様書には、「今回調達のシステムを使用終了する際、入力されたデータを標準的形式にて置いていくこと、少なくとも他ベンダーになっても移行に無償で協力すること」などと一文入れるべきである。

標準化が進んでいないと、投資の対象となりにくいという例も挙げる。例えば病院で、数千万円のシステム導入の余剰があるとして、何を買うであろうか？ 画像システムは標準化が進んでおり、その後さらにシステムを買い換ても、データは DICOM 規格で、見えなくなることはない。一方、看護システム内のデータはどうであろうか？ せっかく努力して入力したデータは各社ごとの規格にならないだろうか？ であれば、将来システムを入れ替えた時に他のメーカーに換えられなくなっているであろうか？ そのメーカーは将来も看護システムをつくり続けてくれるだろうか？ データの安全保障を考えた時、やはり安心してお金をつき込めるのは、データが標準化された分野である。看護分野は画像や検体検査に比べ、標準化が進んでいるとはいえない。看護関連書類の形式の標準化、項目コードの標準化が待たれているのである。

また、看護システムに入るデータをもっと求めるべきである。オーダ情報はもちろん、ICU モニタからのバイタル情報、書類をつくるための患者基本情報、入退転院情報などである。こういったものは、声を大にして求めなければ得られない。ただし先述のように、標準的でないデータ形式は後で費用がかかるることは銘記すべきである。

「和而不同」——同一化でなく標準化

標準化のメリットの例を挙げる。筆者は15年前に、東京大学医学部附属病院において、東芝の

PACS と、GE の CT を、当時まだ標準装備されていなかった DICOM 規格の前身で接続したが、必要費用は1千万円以上であった。今、CT と PACS を DICOM でつなぐなら、数十万円以上かかることはないであろう。

浜松医大病院の病院情報システムは NEC であり、検査部システムは A&T 社である。検査オーダや結果報告はこの 2 システムの間を標準的 HL7 形式で、6 年前から接続されている。6 年前には合計で 1 千万円以上かかったそうであるが、今回は両者とも新しいシステムになっているにもかかわらず、また 1 千万かかることはなく、150 万程度で済むと聞いている。

今回静岡県によって作成されたソフトウェアが、決して唯一の使用すべきシステムである、などとは思っていない。各システムの利用は各施設の決定によるし、紹介状、臨床情報 DB の出し入れについて標準的であれば、別のパッケージで機能を包含してもかまわない。また静岡県版電子カルテは上流のオーダ系からの情報の流れを一方通行にしたため、逆方向の流れ、例えば看護支援システムからオーダを変更するといった、クリティカルパスウェイの機能はもたない、といった点もある。

しかし紹介状、電子診療データ提供、長期保存用臨床データなどは標準化されていなければ利点は生まれない。もしデータ形式がバラバラであれば、紹介状を受ける側はさまざまなブラウザを用意する必要があり、データとして取り込むなどは夢のまた夢である。またこういったデータをベースとした新しいビジネス、例えば診療データを預かり、健康アドバイスするサービスなどは各データ形式ごとにつくらねばならず、事業化が困難である。したがって、あるベンダーが、クリティカルパスも含めてすべてシームレスな電子カルテをつくったとしても、もし紹介状、電子診療データ提供、定型文書、臨床情報 DB への出入りが標準的であるならば歓迎である。実際、袋井市民病院

にて稼動中のソフトウェア・サービス e-カルテはそのようになっている。また診療所用システムについては、SRL、パルスティックはORCA(日医標準レセプト)を利用している。これらも、電子紹介状・電子診療データCDが定められた規格に適合していれば、まったくかまわない。

図6は筆者の電子カルテ構築論である。これを説明すると、消化器内科のレトリックな患者の症状の訴え、耳鼻科のスケッチなど、詳細な記述は各科ごと、各疾患ごとに形式が変わるであろう(図の上の部分)。しかし、処方歴や検体検査結果はさすがに科ごとに形式を変える必要はない。この基盤を整備し、どの科どの部にも共通に提供することをめざしている(図の下部の基盤)。あいだの部分のHL7 CDA R2とは、標準的な文書形式である。各種レポートや退院時サマリー、手術サマリーなどがこれにあたる。したがって各科用の、各疾患用の電子カルテがあつていい。

しかし、いかに詳細な内容が異なるとはいっても、客観的な検体検査結果、画像、処方歴などのデータ形式は普遍的であろう。これらをまず土台としてしっかりHL7、DICOMでおさえ、情報の共同利用性を高める。そして各科、各診療施設にまたがる紹介状、各種レポート、退院時サマリーなどは各分野の特徴を失わず記述されるべきである。

今回静岡県版電子カルテでは、土台となる最下層、そして中間層については紹介状、電子診療データ提供、定型文書などについて定め、実装、共有に成功した。

筆者が標準化についてその精神を学んだ論語の言葉で、本稿を終える。

「君子和而不同、小人同而不和」

図6 電子カルテ構築論



- 2) 木村通男：全国へ広がる「静岡県版電子カルテ」—— 医療の透明性向上と標準化基盤の整備。新医療, 33(7), 68-73, 2006.
- 3) 厚生労働省：標準的電子カルテ推進委員会最終報告。2005。(新医療 32(7), 75-78 にも採録)
- 4) 豊田建：患者へ提供するための診療情報標準化。新医療, 33(8), 171-176, 2006.

きむらみちお©浜松医科大学医学部附属病院
〒431-3192 静岡県浜松市半田山1-20-1

●引用・参考文献

- 1) 第25回医療情報学連合大会オーガナイズドセッション2 標準化基盤による地域連携電子カルテ。第25回医療情報学連合大会論文集, 2005.

III. 研究成果の刊行物・別刷

【書籍・雑誌発表】

7. 木村通男, 城崎俊典

医療情報の標準化・電子紹介状と患者への
情報提供—静岡県から全国へ

- ・ 静岡県版電子カルテの概要
- ・ 先駆けて導入された袋井市民病院の取り組み,
日本病院会雑誌 2007, N05, 38(602)-58(622),
2007.

ITフォーラム 病院マネジメントと融合するIT最前線・・・・・

医療情報の標準化・ 電子紹介状と患者への情報提供 —静岡県から全国へ

- 静岡県版電子カルテの概要
- 先駆けて導入された袋井市民病院の取り組み

浜松医科大学 医療情報部 教授

木村 通男

袋井市民病院 情報システム室長

城崎 俊典

静岡県版電子カルテの概要

木村 通男

今日は、静岡県版電子カルテのご紹介をさせていただきます。さっそく導入いただいて、もうすでに稼動させているのが、袋井市民病院と、沼津市立病院です。
(スライド1) その内容をご紹介させていただきま

In this presentation

- EHRとは? 電子カルテとはどう違う?
- アメリカと韓国の国家的EHRプロジェクト
 - イギリス、アメリカ、韓国
- 日本の施策
 - グランドデザイン、標準的電子カルテ推進委員会、IT新戦略
- 電子化容認通知
 - 患者への電子的情報提供による特定療養費
- 静岡県版電子カルテプロジェクト
- 袋井市立病院の事例(城崎先生)

ですが、学者の悪い癖かもしれません、まず言葉の定義から入りたいと思います。さらに、せっかくですから少し国際的な話をしてみたいと思います。諸外国のEHRプロジェクト、それも国家的なプロジェクトの内容について。そして日本の施策はどういうことをしようとしているのか、その内容。それから最近、患者への電子的情報提供に特定療養費をもらっていいという通知がありましたので、その内容の説明をしたいと思っております。あとではデモをさせていただきます。事例につきましては、袋井市民病院の城崎先生にご紹介いただきたいと思っております。

EHRとは—電子カルテから連携型医療情報システムへ

(スライド2)さて、電子カルテという言葉を使うのはもうやめましょう。なぜか。目的がはっきりしない、対象の範囲も不明確であるということです。しかし、私、驚いたことに、今回のホスピタルショウのプログラムを見ると、カンファレンス・プログラムのな

スライド1

かに電子カルテという言葉が入っているのは、うちだけなんですね。要するに、電子カルテという言葉にこだわっているのは、学者と役人と売りたい側であって、ユーザーの皆さんには、要は、事故をどう減らすか、経営にどう結びつけるか、あるいは感染対策とかの目的を考えているわけです。非常に健全な方向性であります。学者の私としても非常に学ぶところが多くて、敬意を表している次第でございます。

さて、EHR (Electronic Health Record) という言葉、これは、最近使われるようになったのですが、電子カルテという言葉は旧来ですと、EMR (Electronic Medical Record) です。Health Record と Medical Record の違いは、Medical Record は施設内のいわゆるカルテですが、Health Record というのは、ひとりの Health というのは 1 施設だけでお預かりできる話ではないので、当然施設間の連携が大事になってきます。対象となるデータは、この場合は診療データだけでなく、健診のデータも入ってきます（標準的な電子化が進んでいるので、そろそろ実用となってくるでしょう）。ということですから、EHR というのは、連携がある場合を前提として使うことができる言葉だとお考えください。

そして、その連携のなかでは、各施設がどういうシステムを持つかということが大事になります。例えばペーパーレスにするのかしないのか、部分的なIT化なのか、レセコンを高機能化するのかという判断ですね。それは合目的的にお考えになればいいということになります。ペーパーレスかどうかというような議論は、日本でしかしていないですね。EMR がペーパーレスかどうかはどうでもいいんです。そんなことよりも、何を連携するか、何を共有するかということがずっと大事です。ということも今日は、皆さんのほうでもうすでにご理解されているように思われ、私は非常に興味深く感じました。

■ 海外のEHRの現状を紹介

● アメリカ

（スライド3）アメリカでは、2004年の大統領一般教書で、ITによって医療ミスを減少して医療の効率化を行う……と。これはどの国でも言っていることです。担当官を指名して、NHII (National Health Information Infrastructure) というものをつくりました。標準化の話もいろいろありますが、スライドのいちばん下にある RHIO (Regional Health Information Organiza-

「電子カルテ」から 「連携型医療情報システム」へ

- 「電子カルテ」という言葉を使うのはやめよう
 - 目的が不明確
 - 対象範囲が不明確
- EHR (Electronic Health Record)
 - 施設間連携、が前提
 - 対象となるデータは、診療データだけでなく、医事データも（ともに連携が重要）
 - そのために各施設が自システムをどう持つか？
 - EMRか、部分的IT化か、レセコンの高機能化か、
 - ペーパーレスかどうかという議論は日本以外ではほとんどされていない

スライド2

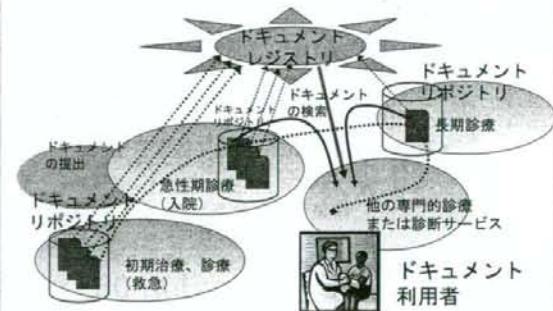
国家的プロジェクト：アメリカ

■ 大統領一般教書演説(2004/01)

- ITによる医療ミスの減少、医療の効率化
- 担当官の指名
- NHII (National Health Information Infrastructure) (年140億円)
 - HL7 から EMR の機能モデル
 - SNOMED CT の NLMI による購入
 - RHIO (Regional Health Information Organization) (地域医療情報センター)

スライド3

施設間ドキュメント共有(XDS) Cross-Enterprise Document Sharing



スライド4

ization)，地域医療情報センターというんでしょうか、これを州ごと、郡ごと、あるいは病院チェーンごととかでつくるという方向です。そして、願わくば将来的にはそれをつなぎたい、そういうプロジェクトです。

（スライド4）それがどういうかたちをとるかというと、これがXDS (Cross-Enterprise Document Sharing；施設間ドキュメント共有) という仕組みです。

例えば、患者さんが救急センターに担ぎこまれた。そうすると、処置されて救急レポートができます。そ

の人が入院することになった。そうすると、そこには当然手術記録や退院サマリーができます。退院されて、この人がいつどこにかかったという情報が地域データベースに登録されます。その後、この患者さんが外来診療所に行ったときに、この患者さんが認めたなら、ドクターはデータを見にいって、「ああ、あなたはそこに担ぎこまれて、あそこに入院していたんですか」ということをデータを見て知る。その後、例えばほかのケア施設に行くなり、ほかの検査施設で画像を撮ってくるなりといったことがあればやはり見ることができる、というのがXDSの仕組みです。

しかし、アメリカのように外来の時間を十分にとれれば、医師はこういうのをたくさん探して見て見る時間もあるんですが、我が国で“3分間”でこれをすることは非常に困難です。読む時間がとれません。しかし、「見落とした」と訴えられるかもしれません。だめと言うのではありませんが(現実に内閣官房のIT戦略でも、重点計画でこういうかたちがすすめられる方向に向いています)、まあ、日本での運用をよく考えましょうということです。

国家的プロジェクト：韓国

- Interoperable EHR R&D Center
 - 2005-
 - 開始時期は、標準化の整備を待った
 - 200億円
 - 各種規格の翻訳、.NETでのEMRツール開発、公開、ドキュメントレジストリの構築
 - 費用は半官半民、官の費用は審査機能合理化

スライド5

Seoul EHR Forum, Jun 06



スライド6

●韓国：半官半民でEHR研究開発センター

(スライド5) 韓国は、Interoperable EHR R&D Center(相互運用可能なEHR研究開発センター)が2005年に半官半民でできました。標準化が整備していない間にお金を使ってもきっと無駄になる……、私は韓国のいろいろな人にこう言い続けていたのですが、そろそろかなということで、2005年にスタートしたわけです。

そこでやっていることは、各種規格を翻訳し、「.NET」(ドットネット)でのいろいろなツールをつくれて公開して、ドキュメントレジストリをつくるといったところです。

官の費用をどうやって出すかというのもポイントで、これは審査を合理化して、そのペーパーワークを電子的にやって審査機構がコストを出すという、非常に現実感があるビジネスモデルだと思います。

(スライド6) 先月、ソウルEHRフォーラムというのに呼ばれて話してきたんですが、オープニングで韓国柳時敏厚生大臣(保健福祉部長官)が挨拶されました。その後、私は行けなかったんですが、同行の先生が副厚生大臣の執務室に呼ばれて、こんなことをやっているという説明をいただきました。非常に意思決定の早い国ですが、何せあの国は5年ごとに大統領が変わって、一気に政策が変わるというリスクがあって、来年の後、どうなるのかなというのがちょっと心配なところがあります。この柳時敏厚生大臣は、今の盧武鉉大統領の懐刀というか、医療の活性化というので、かなり深く盧武鉉大統領と関係しておられる方なので、ひとごとながら将来が少し心配です。

●ソウル国立大ブンダン分院——ドクターはファイルを開かない

スライド7はソウル国立大学のブンダン分院での写真です。モニターが4面もあって、ドクターがいます。たまたま2人いますが、普通はお1人です。エイドナースというクラーク、この人が画面を開くんです。画面を開いたら、医師はもう患者としゃべっているという流れです。1つの画面はどちらかというとオーダー系の内容で、予約を取ったりできる。臨床系のデータはもう1つのほうで出ます。すごいのは、患者さんを診察・治療すると、ドアの向こうにもう1つ同じ診察室があって、別の患者さんが待っていて、クラークはファイルを開けて待っている。要するに、ドクターには医療をさせる。ファイルを開けさせたりはしないというかたちです。何せ医師の時給が高いから。もうちょ

つと言うと、こういう病院では患者特診料がすごく高くて、教授がたくさん診たほうが収入が上がるということです。診療をたくさんした人にそれなりの給料をつけるという発想をすると、ひょっとしたら日本でもこういうクラークのような人を雇うようになるかもしれない。でも日本は結局、給料が同じだから個人的にそこまで踏み込んでやらないわけです。まあ、ちょっと面白いケースです。

●ヨンセイ大学—SE室に130人

(スライド8) 延世大学は、韓国の慶應大学みたいなところで、私立ですが、3,000床くらいの大病院を建てています。多分、ペーパーレス電子カルテの世界最大の病院だと思います。その規模もすごいんですが、レスポンスはそんなに遅くはないです。いちばん驚いたのはSE室(スライド8の右下)で、130人いました。私は日本で40人以上のところをまだ見たことがない。これならすぐデバッグ(プログラムの誤りを取り除く)はできるし、データベースのチューニングもできるだろうと思います。

●海外では費用をどこから出しているのか

国家的な費用負担の部分をどこから出すかということです(スライド9)。イギリスは医療費全体から出すようになっています。イギリスは、いまほとんど医療のIT化がなされていないので、PACS(Picture Archiving and Communication System)をつくったり、マイクロソフトがボキャブラー・データベースをつくったりしています。

イギリスは医療費を無理やり下げすぎて、例えば入院するのに半年待ちという状況ですので、少しでも効率化すれば、それは評価されるだろうという気がします。もしも、日本が無理やり医療費を下げ統ければ、多分イギリスのような状況になる……という気がします。ああいう医療が荒廃した状況にはなるべくしたくないものです。

韓国、北欧は、支払い基金とか審査機構とかが、そのネットワークの維持の部分を支える。というのも、韓国や北欧はネット基盤が整備されているという点と、支払いの料金表が单一ですから、そういうことがしやすいわけです。

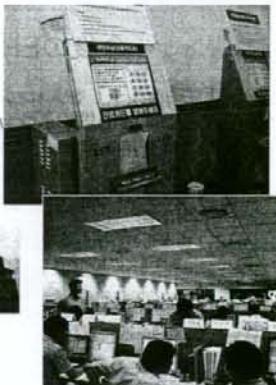
アメリカがあまりいいアイデアがないんです。まず、地元の補助金でスタートして、医療施設の自助努力でやるとか、でも多分それは無理だろう、保険会社が出しだらうとか、製薬会社にデータを売るとか、いろいろなビジネスモデルを言うんですが、あまりいい感じ

ソウル国立大ブンダン分院



スライド7

ヨンセイ大新病院



スライド8

各国EHR費用負担

■イギリス：医療費全体から

- 費用対効果については、現状が何もないだけに、オーダーやPACSの整備などで現状の入院半年待ちなどは解消するであろう
- その後は？ 膨大なシステムのメンテ費が負担？

■韓国、北欧：支払基金、審査機構

- ともにネット基盤は整備されている
- 標準化の有無がコストを大きく左右する

■アメリカ：まだロクなアイデアが出ていない

- まず地元補助金、医療施設の自助努力、保険会社が出しだらう、製薬会社にデータを売る

スライド9

のものはありません。

●今後のEHRの論点

(スライド10) 今後のEHRの論点は、電子カルテを導入すれば、どんどんデータが出るという幻想は捨てようという点です。「捨てよう」と言ってるのは我々学者で、皆さんはもうすでに捨てているということがわかりますが、とにかく合目的に導入するということです。何をしたいのか。部門間の情報共有をしたいの

か、カルテ待ちをやめたいのか、それとも患者さんの時間を減らしたいのか、あるいはペーパーレスにしたいのか、データをとりたいのか。そこをはっきりとさせてから、じゃあどういうシステムを入れよう、ということです。皆さんもそうお考えだと思います。

それから、地域あるいは国家規模で、だれがEHRの費用負担をするかを考えておかないといけないですね。医療費から出すというのは多分無理だと思うので、支払基金の紙のビジネスの合理化、疾病対策の紙でやってる部分の合理化、そういうことかなと思いますが、ひょっとしたら政治的な風が吹いて、違うソリューション

今後のEHRの論点

- 「電子カルテ」を入れればどんどんデータが出る、という幻想を捨てよう
- EHRは費用負担が誰かを考える
 - 日本の場合、原資は審査、疾病対策か？
 - 連携するデータの作成コストを考え、対象データ範囲を考える
 - 標準化の有無がコストを大きく左右する
 - 標準化の有効性は接続性試験の実効性に左右される
 - ネットワークはコスト次第
- 情報共有は
 - どの範囲まで？
 - どの詳しさまで？

スライド10

「標準的電子カルテ推進委員会」 最終報告書2005-05-17

- 電子カルテの現状と普及のための課題
 - 1. 医療の情報化に向けた取組の動向
 - 2. 電子カルテシステムの普及状況と課題
- 課題解決に向けた検討の視点と取組の方向性
 - 1. 標準的電子カルテシステムが備えるべき機能等
 - (1) 標準的な電子カルテシステムの目的や目標の明確化
 - (2) 電子カルテシステムが備えるべき共通の機能と構成
 - (3) 優れたマンマシンインターフェイスのモデル化
 - (4) システム上の共通の機能に対応するソフトウェア部品の標準化のあり方
 - (5) 医療安全確保の視点からの電子カルテシステムの機能
 - (6) 共通の機能の実装に当たっての安全で適切なシステム運用指針の整備と利用
 - 2. 標準的電子カルテシステムを普及させるために必要な基盤整備
 - (1) 医療用語・コードの標準マスターの普及と改善
 - (2) 異なるシステム間での互換性確保や新旧システム間での円滑なデータ移行
 - (3) 標準化を推進するためのインセンティブについて
 - 3. 標準的電子カルテシステム導入による効果や影響等の評価について
 - 4. 電子カルテシステムの適切な普及のための方策

スライド11

ヨンが出るかもしれません

コストを考えると、どういうデータを連携するかが大事になります。電子カルテ推進派の先生は、その電子カルテの全部を見られたほうがいい、すべての診療録が見られたほうがより良い医療を提供できる、ということをおっしゃるのですが、見る時間と、見落としたと言われるかもしれない医師の立場を考えてあげないと、と私は思います。「全部見えるじゃないか、見えたはずだ、見落とした」と言われる一方で、診療を3分、5分でしなくてはいけないというのでは、非常に酷ですよね。そうすると、どの範囲を連携するのかというのが大事なことになります。

標準化の有無がコストを大きく左右します。そして、標準化の有効性は、接続試験をやるかどうかが非常に重要です。

ちょっと専門的な話で言えば、ネットワークにするかしないかというのは、結局ネットワークの安全性が十分で、コストが安くなればやればいいのです。データの中身をちゃんと標準的に持つければ、いつだってネットワークに移行はできるんです。要は、情報共有はどの範囲までやるか、どの深さまでやるか、それを急いで考えないと、ただ見えればいいんだという考えはちょっと浅すぎると思います。例えばレポートだけに止めておく、単一サマリーまで、手術レポートくらいまでにしようとか、そこをていねいに考えないと、情報に漏れて、漏れたあげくに訴訟が起こるという状況になってしまいます。

■日本の施策——

標準的電子化推進委員会の報告書について

（スライド11）日本の施策ですが、標準的電子カルテ推進委員会の報告書というのが2005年5月に出ました。詳しく申しあげませんが、このなかに電子カルテの普及状況の話があります。

電子カルテの普及状況に関してですが、私の意見をちょっと申しあげておきたいと思います。

●普及の数より使われているかどうかが大事

平成17年3月に静岡県内の病院にアンケートを取らせていただきました（スライド12）。静岡県内に400床以上の病院は24ありますが、そのうちの15の病院から返事をいただきました。

電子カルテの定義は、医療情報学会によりますが、ペーパーレスでなくない、それよりも、オーダーがちゃんと動いていて、検査結果などがすぐに出で、昔

のデータも出て、患者の説明に寄与する、という定義になっています。

アンケートによると、パッケージを入れていた病院は、当時は2病院だったんですが、オーダー系は15病院が全部入れています。学会の定義に適う電子カルテは9病院がOK(全回答15の60%)。政府のグランドデザインで平成18年度までに60%というのは、この定義でいくと静岡県は達成していることになります。

私が言いたいことは、パッケージ導入の数で普及率を計算するのは意味がないということです。ちゃんと使っている病院は、今のところ全国でも多分15とか、そのくらいです。入っても使っていない病院、あるいは部分的にしか使ってない病院がけっこう多いので、出荷台数で判断するのはあまりにもベンダーサイド、及び数字ばかり先走る議論であって、使われているかどうかのほうが大事だということを申しあげて、その議論に一石を投げたいと思います。

●標準的電子カルテ推進のための課題

電子カルテ推進委員会報告書に戻って、その中身は詳しくは言いませんが、標準的電子カルテとはどういうものであるべきか。安全に寄与し、ユーザーインターフェイスがよくて、ベンダーが替わってもデータがなくならない、ということが書かれています。そのためにはどうするべきかというと、マスターの標準化とか、あるいは互換性の保証とか、標準的なHSMとかDICOMの導入、そういうことが書かれています。それからインセンティブもないと普及しませんよということが報告書には書いてあって、さすがに報告書に書くと少しは施策に影響があるようです。あとは評価とか方策についてです。

●「IT新改革戦略」の1番目の項目が医療

(スライド13)これを受けて2006年1月に、「IT新改革戦略」というのが内閣官房から出たんですけれども、項目のトップに、「ITによる医療の構造改革」というのがあって、よほどIT化されていないと内閣から思われているようです。

(スライド14)サブタイトルが「レセプト完全オンライン化、生涯を通じた自らの健康管理」です。中身はグランドデザインの策定とか、医師や看護師のライセンスカードとか、保険の資格確認(クレジットカードなどではもうやっていることなんですが)、それから標

静岡県病院電子カルテ・アンケート(H17/3)

- 県下全病院(183)中、回答65(36%)
 - ★400床以上は24中15(65%)
- 医療情報学会定義
 - 十分な種類でオーダーが稼動
 - 検査結果などが十分昔のものも迅速に検索
 - 5秒以内で表示、3年前以前を削除していない
 - 患者説明に寄与
 - 検査結果が画像を患者に「時に見せて説明」or「よく見せて説明」
- 電子カルテパッケージ導入病院 5(8%) ★2(15%)
- オーダー導入病院 29(45%) ★15(100%)
- うち、検査結果または画像を見せている
 - 学会定義による電子カルテ 20(31%) ★9(60%)
 - 電子カルテパッケージ導入、しかし使っていない施設も多く、出荷台数では現状は把握できない

スライド12

IT新戦略 重点計画2006

- ITによる医療の構造改革
- ITを駆使した環境配慮型社会
- 世界に誇れる安全で安心な社会
- 世界一安全な道路交通社会
- 世界一便利で効率的な電子行政
- IT経営の確立による企業の競争力強化
- 生涯を通じた豊かな社会

スライド13

ITによる医療の構造改革

- 生涯を通じた自らの健康管理、レセプト完全オンライン化

- 新グランドデザインの策定
- 医療従事者の認証基盤の整備
- 安全なネットワーク、HPI、ICカードの検討
 - 保険証、介護保険、年金、資格確認
- 医療情報の標準化の推進
- 医療機関の情報化の評価指標の整備
- 「統合系医療情報システム」を
 - 400床以上 2008年まで、200床以上 2010年まで
- 小規模医療機関の情報化支援
 - 標準コード、交換規格のソフトを開発、提供
- 地域における医療機関間の情報連携支援
- 健康情報の収集と分析
 - オントロジー、用語、EMRからの収集方法等
- 義務化される健診とレセプトデータの収集
- 個人が健康情報を管理し、健康管理に活用する仕組みの確立
- レセプトオンライン（2011年までに）
 - 体系の簡素化、標準コードの搭載、学術的・産学的利用の推進
- 遠隔医療の推進

スライド14

準化の推進。

私は電子カルテという言葉を使うなと言つてはいますが、ここでは「統合系医療情報システム」という言葉が使われています。400床以上では2008年までに、200床以上では2010年までに、と書かれています。まあ、オーダーがしっかりと動いて、参照系が充実しているということを定義にするならば、そんなに無理なことではありません。

一方、小規模医療機関、小さい病院や診療所の情報化を支援するべきである、交換ソフトの開発・提供をするべきだという話が書かれてありますが、あとで国が、静岡県のプロジェクトを使いたいと言ってきた施策につながっていくわけです。ほかにも地域での健康情報の支援、ご存じのとおり健診の義務化とそのデータの標準化というのは非常に急ピッチで進んでいます。結局、データ形式はHL7になりますが……。個人が健康情報を管理し、健康管理に活用する仕組みの確立。これは、健診の話もありますが、静岡県で用意した患者への診療情報の提供を念頭において書かれています。それから2011年までのレセプトオンライン。こういう内容が施策として出ています。

■電子化加算と電子化容認通知

(スライド15) 先ほど言いましたように、インセンティブがいるよと書いたら、3点の電子化加算というのが付いてきました。平成22年までの時限措置で、必須事項として3つの条件があります。それから選択事項のなかに2つ、「診療情報提供について電子的に行っている」というのと、「電子紹介状を行っている」というのがあります。これは静岡県版でやっていることです。今日これからデモする部分です。

3点ですかね。皆さんも計算されたと思いますが、浜松医科大学病院でも年間200万円いかないんです。もうちょっと大きいインセンティブがないと大きいシステムは導入できません。しかしマイナス3%の医療費のなかで、電子化の部分だけ特別に、というのは多分非常に困難です。本来、各施設のIT化は施設の自助努力であるという考え方もあるって、国は方向性を示すということにとどまっていたんです。まあ確かに、方向性は示された感がありますね。この加算の「選択的事項」のリストで。

そうすると何か医療費でないインセンティブを、ということになるわけです。それがこの電子化容認の通知(スライド16)で、厚生労働省医政局長から出まし

平成18年度点数改訂中医協案 電子化加算3点

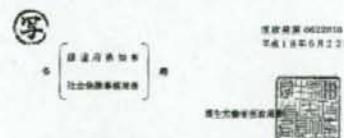
- 平成22年度までの時限的措置
- 必須事項
 - レセプト電子化システム
 - オンライン請求試行(400床以上)
 - 医療費の内容の分かる領収書
- 選択的事項(いずれか1つを実施)
 - レセプト電子化システム
 - オンライン請求試行(400床以下)
 - パーコードなどの医療安全対策
 - インターネット利用の電子予約
 - 診療情報提供について電子的に行なっている
 - 電子紹介状を行なっている
 - 検査、処方のオーダリングシステム
 - 電子カルテによる病歴管理
 - PACSによる放射線診断業務
 - 遠隔医療システムによる離島、僻地、在宅診療

スライド15

電子化容認通知

- 「画面に代えて電磁的記録により作成、縦覧等、又は交付等を行うことができる医療分野に係る文書等について」
 - 平成18年6月2日医政局長発
 - 患者への診療情報提供の場合も同じ
 - 安全管理ガイドライン遵守、標準化が条件
- 同日医療機器・情報室長発
- 保険外の療養費の対象である
- 標準化団体に向けて、規格の整備、保守の依頼

スライド16



本面に代えて電磁的記録により作成、縦覧等、又は交付等を行うことができる医療分野に係る文書等について

平成17年4月1日「医療事業者は行うべき事項における標準化の技術的実現度に対する基準」(以下「基準」という)及び「医療事業者の供する料金の算定に係る基準」(以下「算定基準」という)の適用にあたり平成17年3月1日「医療事業者がうなぎの寝覚等における標準化の技術的実現度に対する基準」(以下「標準化基準」という)に規定する標準化の実現度によりて、算定等は交付等を行うことができる医療分野に係る文書等、またその方法等について、医療分野の特徴(病院における場合)、医療機器、医療技術等に影響力が大きいところであれば、今後、算定の料金等に係る基準の標準化を通じ、国民の利便性の一層の向上を目指すとして、同時に構成する種子病院と中小病院についても、医療の趣旨により合わせて標準化の実現度によりて、算定等に係ることとするものと両者にあわせて定めることとする。

また、医療の実現度により医療費に影響する標準化の実現度を実現するため、標準化を実現する場合も実現度があるが、これらも参考、医療技術に関する標準、算定等について、医療の実現度によりて算定等にあたる標準化の実現度を実現する場合、算定等は、医療機器及び医療技術等に係る標準の標準化を通じ、国民の利便性の一層の向上を目指すとして、同時に構成する種子病院と中小病院についても、医療の趣旨により合わせて標準化の実現度によりて、算定等に係ることとするものと両者にあわせて定めることとする。

2点、医療機器の実現度を実現するため、標準化を実現する場合、算定等は、医療機器の普及率等は、平成17年4月1日「医療機器の標準化の実現度に対する基準」として算定等は、医療機器の実現度に対する基準とし算定等に係る標準の標準化を通じ、国民の利便性の一層の向上を目指すとして、同時に構成する種子病院と中小病院についても、医療の趣旨により合わせて標準化の実現度によりて、算定等に係ることとするものと両者にあわせて定めることとする。

スライド16

た。要するに、証明のいる書類——例えば死亡診断書などを電子的に作成していいという通知です。安全ガイドラインを遵守して、標準化が条件と書いてあります。それとともに、患者への診療情報提供の場合も同じと書いてあるんです。同じ日に出たのが、医療機器・情報室長から、患者にCDで標準的にデータを渡せば、診断書と同じように保険外の療養費の対象になる、つまり勝手に値段をつけてお金をとつていい、という通知です。一方、標準化団体に向けても、ちゃんと規格をしっかりして、患者が迷惑しないように、という文書が出ました(スライド17)。この2つの通知で、患者さんへ診療情報をCDで提供して、例えば3,000円とかいただけの根拠が明確化されたわけです。通知のあて先は、1枚目は各都道府県知事ですが、2枚目のほうはスライド18にあるように、ORCAをやっている日本医師会、HL7をやっているHL7協会、DICOMをやっているJIRA(日本画像医療システム工業会)、JAHS(保健医療福祉情報システム工業会)、病名コードをメンテしている日本医療情報学会、他の各種コードをメンテしているMEDIS(日本医療情報システム開発センター)、そしてそれらの規格を認定するHELICS協議会、この7団体が通知をもらいました。

通知には標準的電子カルテ推進委員会が推奨する規格によることが書いてありますが、これらの団体がメンテしている規格がそれにあたることになります。ですから、EXCELで渡しただけではダメということになります。HL7はv2.5とCDA R2。R1はダメです。あれは単なる封筒のようなものですから。あとはDICOM。そして、これらを利用したIHEです。これらが報告書で推奨されています(スライド19)。

■ 静岡県版電子カルテの取り組み

静岡県では、スライド20の右にあるようなポスターと左にあるようなCDをつくっていこうとすすめています。「当院は静岡県版電子カルテを導入しています」。例えばここに写っているような、採血結果、CT画像とかをCDに書いて出していきます。病院名をいれて、「ドクター、あるいは窓口にお問い合わせください」とかを書いて患者さんにお渡しするわけです。有償ですが、「費用は別途ご覧ください」。ブラウザが入っていますから、「ご自宅でご覧ください」というようなことが書いてあります。

(スライド21) 我々は、静岡県版の運用ガイドもつ



スライド17

通知の宛先：標準規格制定団体

- 日本医師会：ORCAなど
 - 日本HL7協会：HL7
 - 日本画像医療システム工業会：DICOM
 - 保健医療システム工業会：IHE
 - 日本医療情報学会：病名コードなど
 - 医療情報システム開発センター：各種コードなど
 - HELICS協議会：規格の認定組織
- 以上が、標準規格制定団体と認められた。

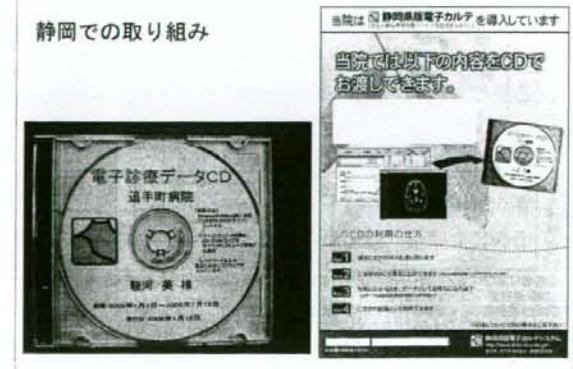
スライド18

標準的電子カルテ委員会報告書で推奨されている規格

- HL7 v2.5
- HL7 CDA R2
 - R1は単なる「封筒」であり、中身はなんでもありなので、標準規格とはいえない
- DICOM
- これらを利用した、IHE
 - HIS, RIS, LIS, PACSなどの連携
 - CDなど媒体への画像出力

スライド19

静岡での取り組み



スライド20

運用ガイド

- 運用ガイドライン
- 運用フロー図
- 料金例
- CD再生操作書

電子診療データCD発行手数料の
ご案内

平成16年6月21日

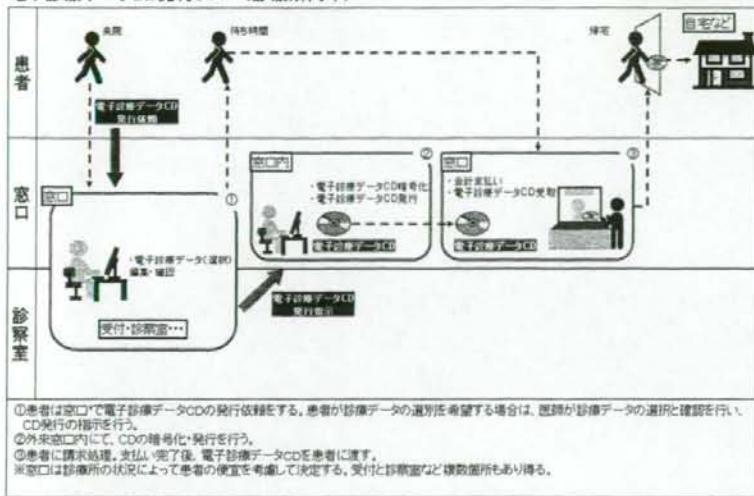
当病院における電子診療データCD発行手数料は下記の通りです。

料金名	料金(消費税込)	基準
発行基本料	3,150円	受付、窓口を含む各診療科にて 電子診療データCDを発行する場合

料金に含まれるものは以下の通りです。
 ① 料金は消費税(10%)を含みます。
 ② 病院の診療科にて電子診療データCDを発行する場合、料金は、料金に消費税(10%)を加算して3,465円になります。
 ③ 病院の診療科にて電子診療データCDを発行する場合、料金は、料金に消費税(10%)を加算して3,465円になります。

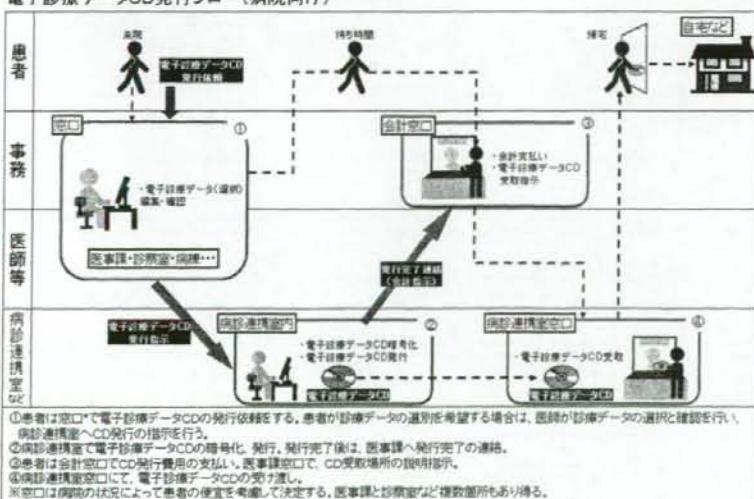
スライド21

電子診療データCD発行フロー(診療所向け)



スライド22

電子診療データCD発行フロー(病院向け)



スライド23

くっています。暗号化はこういうふうに運用しようとか、受け取ったら大体こういうかたちでやっているこうというのも、医師がいきなり外来でCDを渡されても、先生方は非常に困るでしょう。開けているひまもないし、開け方もわからない。個人情報の観点から、最近は、CDドライブとかUSBスロットを切ってあるところも多い。やはりこれは連携室とかがいったんお預かりするという流れになるだろうと思います。そういう内容の検討もしました。スライド21の右の文書のなかに、料金が3,150円と書いてありますが、料金は各施設で決めていいことです。医師と事務の入件費、

機械の償却を考えると、大体3,000円くらいなものなのでしょう。先ほど紹介した通知には、「実費」とは書いてないので、妥当な金額でいいわけです。

それからCDの操作説明書とかも静岡県版ではつくりました。これらはホームページで全部ご覧いただけるようになっています。

スライド22・23はフロー図です。患者さんが来て、「CDをください」と言って、電子診療データCDをつくってお渡しする仕組みです。病院の場合は、もうちょっと窓口がたくさんあって少し面倒です。

● 静岡県版電子カルテの経緯

(スライド24) 静岡県版電子カルテの経緯ですが、平成16年の正月に、県の健康福祉部技監の土居理事から、私に連絡がありました。「電子カルテはベンダーにつくらせて、皆でコピーして使うっていうのはどう?」というふうにおっしゃったんですが、「先生、それ、ちょっと乱暴すぎて、オーダーのシステムはすでに動いているのを変えるというわけにもいかないし、病院によってやりたいことはバラバラですから」「じゃあ、どこまでやればいい?」と

いうことになって、病院情報システム、つまり医事系、オーダー系は各病院で買っていたので、その先の各部品となるソフトウェアを無償で配布しましょうということになりました。ペーパーレスを必須とするのはやめましょう。それよりも紹介状とか、患者への情報提供の標準化をしたい、定型文書作成支援をしたい、臨床情報データベースをつくりたい……、こういうのを主眼として、合目的的にやりたいということです。

検討会などもやりまして、2年間で5億円を付けていただき、受注者は富士通、NEC、SBS情報システム、NTTデータ、ソフトウェアサービスの5社のJVで落札されました。すでに沼津市立病院と袋井市民病院が平成18年1月から運用を開始しておられます。今後もたくさんの病院が導入を予定しています。私のいる浜松医科大学病院も、少なくとも電子紹介状と患者への情報提供のところはすぐやる予定でいます。全部やらなくていいんです。ただし、輪を広げたいので、電子紹介状と患者への情報の提供はちゃんとやってくださいという方針です。

●他社システムでもつながる

5社のシステムしかつながらないということはありません。HL7でオーダーのデータを出していただければ、例えばほかの、東芝、IBMの病院情報システムにつないで使うことが可能です。

使われるのが病院だけではだめなので、診療所版にも電子紹介状とCD作成・受け取り機能というのをつく

静岡県版電子カルテシステム 経緯

- H16/1 土居理事から打診
- 病院情報システム（医事系、オーダー系）は各病院で購入するが、その後の各部品ソフトウェアは無償配布
- ペーパーレス電子カルテは必須とせず、紹介状の電子化、患者への情報提供、定型文書作成支援、臨床情報データベースを主眼とする
- 2年にわたり、8回の検討委員会、4回の説明会、6回の個別相談会
- 2年で5億円（県H16補正予算）
- 受注者決定（H17/1）
 - 富士通、NEC、SBS情報システム、NTTデータ、ソフトウェアサービスの5社JV
- 2モデル病院が1月に実運用開始予定
 - 来年に11病院が、21年までに47病院が導入希望あるいは検討中
 - 部分導入可（ただし電子紹介状は必須）
 - 各社病院情報システムは各種オーダー内容、各種結果をHL7 v2.5（= ISO規格、JAHIS標準）で出すことができれば、他の病院情報システムでも接続可能
- 診療所電子カルテへの電子紹介状作成機能開発
 - 県H17予算、静岡県医師会へ委託、6社が対応、機能追加分無償配布
 - 調剤レセコンへの2次元バーコード付き院外処方箋

スライド24

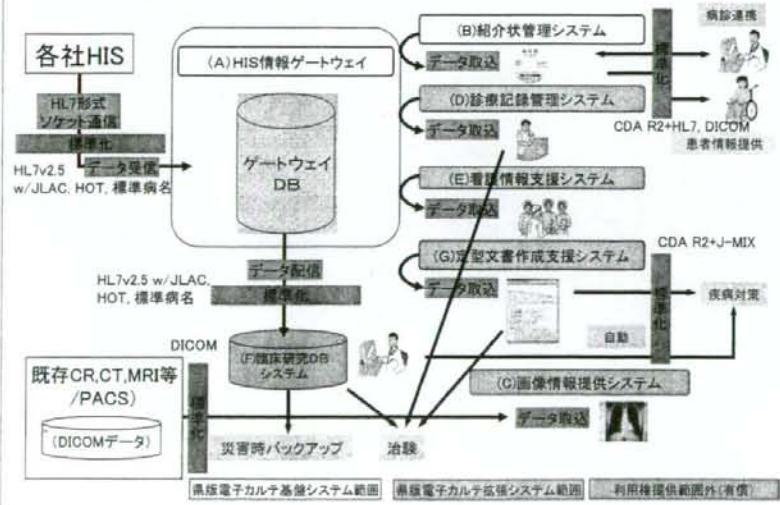
ってもらっています。これは、静岡県医師会への委託プロジェクトで、三洋電機、富士通、BML、SRL、パルスティック、サンジャパンの6社が受注して、対応してくれています。

●静岡県版電子カルテシステムの仕組み

（スライド25）どういう仕組みかというと、各社病院

情報システム（HIS）があります。それがHL7でデータを出す。これをデータベースで受けとめて電子紹介状をつくり、例えば病診連携する、あるいは受け取ったデータをためて、各病院システムの端末で見る、あるいは患者さんにCDをお渡しする。いわゆるペーパーレスの記録、看護の記録、定型文書の作成、臨床のデータベース、研究用のデータベース、画像（PACS）、これらのソフトが無償で提供され

静岡県版電子カルテシステム 概念図



スライド25